

## 第4章 計画の推進と見直し



## 1 計画の推進

### (1) あらゆる主体による取組みの広がり

環境問題は、区民の生活や事業活動に密接に関わる問題です。本計画を着実に推進するためには、区民・事業者・区の各主体が連携・協力しながら対策に取り組むことが必要です。

こうした取組みが広がっていくことで、快適かつ持続可能な都市の実現が可能となります。

### (2) 部局を超えた連携の強化

区では、庁内横断的な組織である環境都市づくり推進本部を設置しています。部局を超えた連携を強化することで、あらゆる施策に環境への視点をもって取り組んでいきます。

さらに、こうした施策の展開を通じて、各部局と関連の深い団体や事業者、個人との新たな協働を生み出していきます。

### (3) 国・都・その他関係機関との連携強化

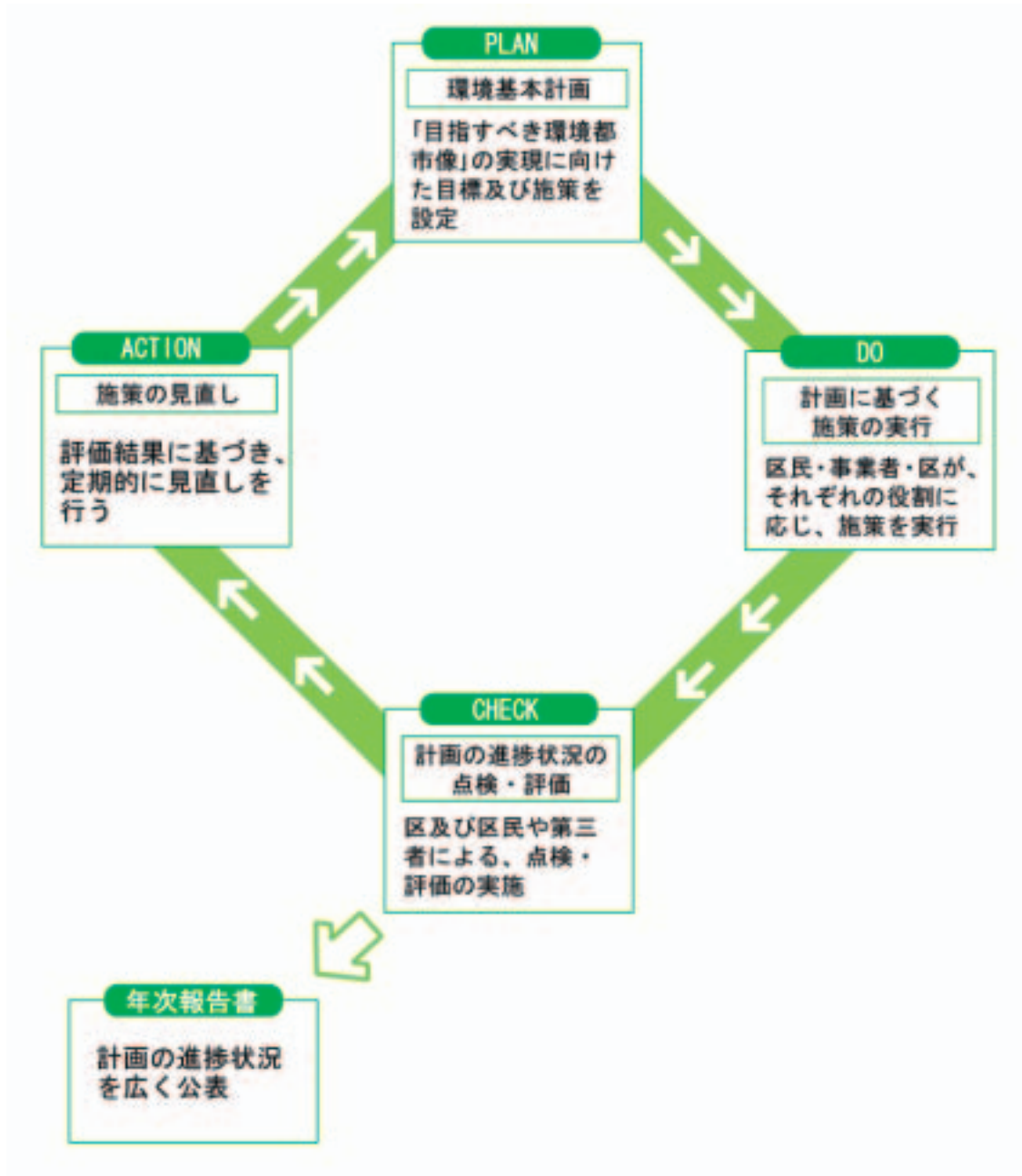
刻々と変化する社会情勢に対応し、より効率的な環境施策を推進するため、国や東京都、その他関係機関との連携を強化していきます。

### (4) 基金の活用

区民の寄付などによる、みどりの基金の増強、環境基金（仮称）の設置検討など、多様な財政手法を講じて事業を計画的に推進します。

## 2 計画の進行管理

進行管理にあたっては、PDCA サイクルに則り、継続的な点検・評価・見直しを実施します。



### (1) 環境基本計画 Plan

環境基本計画に掲げる「目指すべき環境都市像」の実現に向けた目標及び施策を設定します。

### (2) 計画に基づく施策の実行 Do

区民・事業者・区が、それぞれの役割に応じ、施策を実行します。

(3) 計画の進捗状況の点検・評価 Check

区は、施策の実施状況や、目標の達成状況をとりとまとめ、結果を環境都市づくり推進本部へ報告します。

環境都市づくり推進本部は、報告内容を点検・評価します。

また、区民や第三者による点検・評価が行えるようにします。

(4) 施策の見直し Action

区は、(3) の評価に基づき、施策の見直しを行います。

---

### 3 年次報告書

本計画の進捗状況については、年次報告書で広く公表します。

---

### 4 計画の見直し

本計画の対象期間は平成 21 年度（2009 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 10 年間ですが、計画の進捗状況などを踏まえて、中間年の平成 25 年度（2013 年度）に見直しを行います。

ただし、国や東京都の動向を含め、環境問題における情勢の変化に伴う見直しは、必要に応じて行うものとします。

見直しにあたっては、環境審議会に意見を求めるものとします。